

山梨県町村議会広報研究協議会会則

昭和51年 6月16日制定 昭和52年 6月14日改正
昭和62年 5月27日改正 平成 7年 6月 8日改正
平成15年 6月30日改正 平成17年 6月 2日改正
平成29年11月27日改正

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「山梨県町村議会広報研究協議会」と称し、事務所を山梨県町村議会議長会内に置く。

(会の目的)

第2条 本会は、町村議会独自の広報活動を通じて、住民を代表する審議、議決機関としての議会の機能を高め、もって健全な民主的自治を発展させるため、相互に交流、研究、協議することを目的とする。

(会の組織・構成)

第3条 本会は、山梨県内の町村議会をもって組織し、各町村の代表者（議会広報編集委員長等）で構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町村議会広報の発行を促進する。
- (2) 町村議会広報の内容、技術向上のための研究、研修活動。
- (3) 広報及び情報・資料の収集及び提供・交換。
- (4) 県、市議会など他の自治体の議会広報活動との交流、協力。
- (5) 県外市町村との交流を通じ、全国規模の議会広報研究組織結成を促進する。
- (6) その他必要と認める事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、町村議会広報編集委員長会議において選任する。

3 役員任期は、2年とする。

4 前項の任期は、2年後の年度最初の町村議会広報編集委員長会議の日において満了するものとする。

5 役員に欠員が生じた場合は、前任者が所属していた議会の後任の代表者を町村議会広報編集委員長会議において役員に選任したものとする。

6 前項の規定により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本会は、必要に応じ町村議会広報編集委員長会議を開き、役員選任、会則の改正、事業計画など会の運営について協議決定する。

(補則)

第7条 この会則に定めのない事項は、町村議会広報編集委員長会議の決定による。

附 則

この会則は、平成17年6月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年11月27日から施行する。